

## 公立学校教職員の懲戒処分の概要

### ○不適切な会計処理 信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和4年11月16日
- (2) 処分の量定 免職
- (3) 所属・職種 県立学校教職員
- (4) 処分の理由 業務上取り扱う公金に準ずる会計に対して、旅費の二重取り、架空の視察に対する出金及び関係職員への未払いにより横領を行った。